

糸 満 市

## 西崎エリア施設 魅力向上事業

---

## プレゼンテーション・ヒアリング審査要領

---

～スポーツ×遊び×憩いの循環・つながり～  
西崎運動公園等の魅力向上に向けた管理・運営の在り方

令和 8 年 10 月

糸 満 市

## 目 次

---

|     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| 1.  | 基本方針.....          | 3 |
| 2.  | 審査の対象.....         | 3 |
| 3.  | 審査の方法.....         | 3 |
| (1) | プレゼンテーション審査.....   | 3 |
| (2) | ヒアリング審査.....       | 4 |
| (3) | 審査予定日.....         | 4 |
| (4) | 出席者.....           | 4 |
| (5) | 不参加及び遅刻等の取り扱い..... | 4 |
| (6) | 情報漏洩・権利保護.....     | 4 |
| (7) | 審査順序の決定方法.....     | 4 |
| (8) | 審査結果通知.....        | 4 |
| (9) | 評価基準.....          | 5 |
| 4.  | 最優秀提案者の選定.....     | 5 |

---

## 1. 基本方針

本公募におけるプレゼンテーション・ヒアリング審査は、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの優秀性により最優秀提案者を選定するために行う。

## 2. 審査の対象

審査の対象は、「西崎エリア施設魅力向上事業 公募等設置指針及び指定管理者等募集要項」の参加資格要件を全て満たしている応募者とする。

## 3. 審査の方法

審査は、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの優秀性に基づき評価するものとする。審査は、プレゼンテーションに対し審査を行い、応募資格審査（1次審査）の通過者（以下「審査対象者」という。）全てに対してプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

### （1）プレゼンテーション審査

審査対象者が提出した企画提案書等の内容に基づき、選定委員会に対してプレゼンテーションを実施するものとする。

#### ① 実施時間（応募区分別）

プレゼンテーションの制限時間は、応募区分に応じて次のとおりとする。

- ・応募区分A：30分以内
- ・応募区分B：20分以内

#### ② 説明資料の取り扱い

プレゼンテーションは、事前に提出された企画提案書等の内容に沿って実施するものとし、当日の追加資料（レジュメ、パンフレット等の配布物）の持ち込み及び配布は一切認めない。

ただし、提案内容を補足・視認しやすくするためのパネルの展示や、パソコン（65v型モニターに投影）を用いての説明は可能とする。

パソコン（65v型モニターに投影）を用いての説明にPowerPoint形式を使用する場合については、以下の条件を満たすものとし、企画提案書と同時に事前提出すること。

- ・スライドの様式：画面比率16:9、背景は無地（白地）とし、過度な装飾は行わないこと。
- ・記載内容の制限：事前に提出された企画提案書（Word）に記載された文章・図表等の転記に限る（文字サイズやフォントの調整は可）。企画提案書に記載のない新たな提案内容や条件変更が含まれている場合は、評価の対象外とする。
- ・演出の禁止：アニメーション効果、画面切り替え効果、動画・音声資料の埋め込み、並びに模型やサンプル品の持ち込み等、提案内容の本質以外の演出効果を伴う資料・物品の使用は認めない。

#### ③ 準備時間及び機器の接続

プレゼンテーション開始前の機器設置及び接続等の準備時間は5分以内とする。

・準備時間が5分を超過した場合は、超過した時間を当該審査対象者のプレゼンテーション審査時間から差し引くものとする。

・事務局が用意する機材は、モニター（幅142.8×高さ80.4cm）、HDMIケーブル及び電源のみとする。パソコン、その他説明に必要な機材一切は、提案者が自ら持ち込むこと。なお、市の機材を利

用するほか、当日の準備時間内で設営可能であれば、提案者側でプロジェクター等の機材を持参・使用してもよい。ただし、機材の不調等による遅延が生じた場合であっても、準備時間の延長は認めない。

## **(2) ヒアリング審査**

プレゼンテーション終了後、審査委員から提案内容に関するヒアリング（質疑応答）を実施する。

### **① 実施時間（応募区分別）**

ヒアリングの制限時間は、それぞれのプレゼンテーション時間相当とし、応募区分に応じて次のとおりとする。なお、ヒアリングは原則として1項目（公募設置管理制度(P-PFI)、指定管理者制度、西崎研修センター企画提案）ごとに区切って質疑を行うものとする。

- ・応募区分A：30分程度
- ・応募区分B：20分程度

### **② 回答の制限**

ヒアリングにおける事業者側の発言は、審査委員からの質問に対する回答に限定するものとし、新たな提案や要項に反する条件交渉とみなされる発言は認めない。

## **(3) 審査予定日**

令和8年10月15日（木）（予定）

## **(4) 出席者**

プレゼンテーション審査及びヒアリング審査に参加できる人数は、応募者(グループ)1者につき48名までとし、説明者及び機器操作者を含むこと。また所属は代表法人又は構成法人の従業員に限るものとし、代理人の出席は認めない。なお、最優秀提案者に選定された場合、統括責任者となる予定の者は必ず出席すること。

## **(5) 不参加及び遅刻等の取り扱い**

提案者が指定された日時に出席しない場合は、原則として棄権（失格）として取り扱うが、天災や公共交通機関の著しい乱れ等、不可抗力による遅延が生じた場合に限り、事務局の判断により日時変更等の対応を行うことがある。

## **(6) 情報漏洩・権利保護**

プレゼンテーション・ヒアリング審査は非公開とし、審査会場内における写真撮影、動画撮影及び音声録音並びに他の提案者のプレゼンテーションの傍聴は一切認めない。

## **(7) 審査順序の決定方法**

プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施順序は、企画提案書の提出受付順により事務局が決定し、各提案者へ審査予定日の1週間前を目途に個別に通知する。なお、提案者の都合による日時の変更や順序の事前開示請求には応じない。

## **(8) 審査結果通知**

プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施後、審査対象者に対し、審査結果を書面にて通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

#### (9) 評価基準

審査の評価基準は、「西崎エリア施設魅力向上事業 選定基準及び評価項目」のとおり。

### 4. 最優秀提案者の選定

- ・1位と順位付けした委員数が最も多い応募団体を、最優秀提案者として選定する。
- ・選定基準及び評価項目のうち「公募設置管理制度（P-PFI）関係」又は「指定管理者制度関係」のいずれかにおいて、合計評価点が各項目に設定された満点の6割未満の評価点であった場合は、最優秀提案者及び次点者に選定しない。
- ・選定基準及び評価項目のうち「西崎研修センター企画提案関係（任意提案）」の合計評価点が同項目に設定された満点（配点）の6割未満であった場合は、同項目の得点は0点として合計評価点に算入するものとする。
- ・審査対象者が1者のみの場合は、足切り基準を超える者を最優秀提案者として選定する。
- ・次点者（第2位）も決定し、最優秀提案者との協議が調わない場合に備える。

---

#### 【お問い合わせ先】

糸満市 西崎運動公園等 PFI 活用型公募プロジェクト・チーム 支援調整班

担 当：大城（政策推進課）

電 話：098-840-8122

メール：seisaku@city.itoman.lg.jp